

# 肥料の生産に関する手続きについて

## 1. 肥料とは

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）で「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するために土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物」と定義されています。

肥料を生産する事業者は有償無償を問わず、第3者に譲渡する場合は、届出もしくは登録が必要になります。

## 2. 肥料の区分

肥料は原料や製造工程によって分類され、種類によって必要な手続や提出先が異なります。

なお、都道府県知事に届出もしくは登録する場合の提出先は生産する事業場の所在地を管轄する都道府県になります。（例：本社が東京都だが、生産する事業場が長野県であれば長野県が提出先）

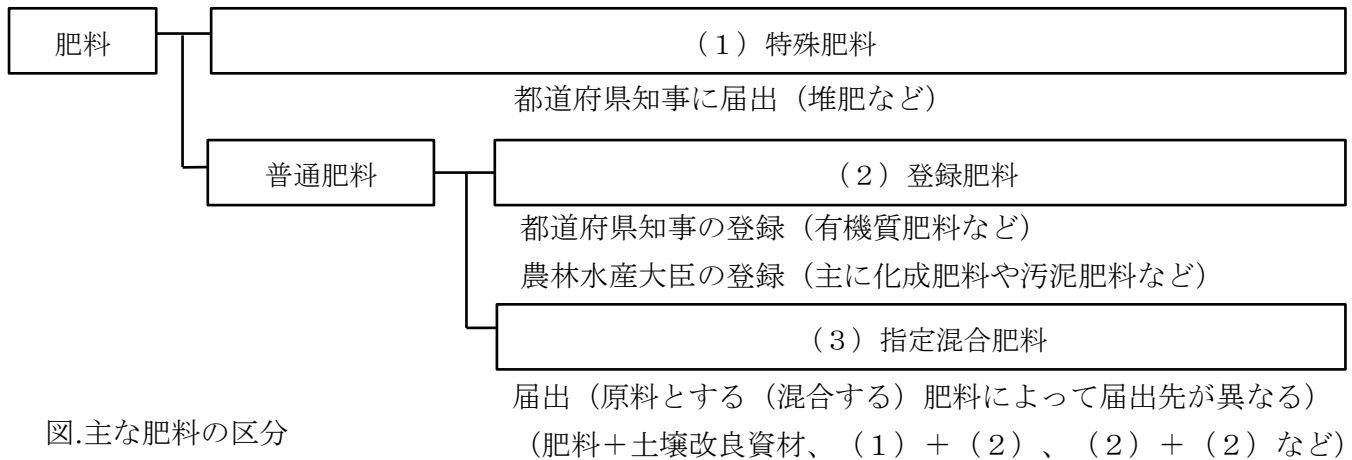


図.主な肥料の区分

### (1) 特殊肥料

魚かすや米ぬかのように農家の経験と五感により品質の識別ができるもの、堆肥のように品質が多様で、その価値が主成分含有量の多少のみで一律的に評価できない肥料のことです。

下表が特殊肥料の種類であり、届出の際に記載が必要です。

また、種類の異なる特殊肥料を混合したものは混合特殊肥料となり、改めて特殊肥料として届出が必要です。

表. 特殊肥料の種類

	指 定 名 (全47種類)
粉末にしないもの	魚かす、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、羊毛くず、牛毛くず、粗砕石灰石（いずれも粉末状のものは(2)登録肥料に該当します）
	米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす、アミノ酸かす、くず植物油かす及びその粉末、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の实油かす及びその粉末、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、セラックかす、にかわかす、魚鱗、家きん加工くず肥料、発酵乾ふん肥料、人ふん尿、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥*、グアノ、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう、専ら特殊肥料が原料として配合される肥料（混合特殊肥料）

## <留意事項>

### ア 堆肥の概念（※）

わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）をたい積又は攪拌し腐熟させた肥料（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）のこと。（牛等の部位を原料とするものについては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る）

### イ 腐熟（発酵）とは

堆肥化の過程。地力の維持・増強を目的に、有機質資材を農業利用する場合にあらかじめ微生物の作用（発酵）により、腐朽させておくこと。乾燥は発酵ではないため、乾燥だけしたものは堆肥になりません。

### ウ 腐葉土・剪定枝を含む堆肥について

「肥料中の放射性セシウムのための検査計画及び検査方法」の制定について（平成23年8月5日農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知23消安第2561号）に基づき、腐葉土（落ち葉）及び剪定枝を含む堆肥は、放射性セシウムを検査いただき、「腐葉土・剪定枝堆肥生産管理チェックシート」（様式はながの電子申請サービスにおける特殊肥料生産業開始届ページ）の御提出をお願いします。

なお、汚泥を含む場合は、堆肥の区分とならず、汚泥肥料となりますので普通肥料登録が必要です。

## （2）登録肥料

特殊肥料以外の肥料であり、輸入する場合などは農林水産大臣の登録が必要です。

日本国内で生産する場合は、都道府県知事登録と農林水産大臣登録のものに分かれます。

普通肥料の詳しい種類については、下記HPにある普通肥料の公定規格（「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」）をご覧ください。

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/kokuji.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/kokuji.html)

### ア 都道府県登録となる肥料

（ア）化学的方法以外の方法によって生産される普通肥料であって、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土のいずれか1以上を主成分として保証するもの（有機質肥料、加里質肥料及び苦土肥料の一部）

（イ）石灰質肥料

（ウ）都道府県を越えない区域を地区とする農業協同組合等が生産する配合肥料等

### イ 農林水産大臣登録となる肥料

都道府県知事登録以外の普通肥料

## （3）指定混合肥料

普通肥料同士や普通肥料と特殊肥料を配合した肥料等で、指定配合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料があります。

原料とする肥料の種類によって都道府県知事に届出する肥料と農林水産大臣に届出する肥料があります。

### ア 都道府県知事に届出する肥料

（ア）都道府県知事の登録及び都道府県知事への届出を行っている肥料のみを原料とする場合、もしくは知事に登録・届出した肥料と土壌改良資材を混合した肥料

（イ）都道府県の区域を越えない農業協同組合等が生産する肥料

### イ 農林水産大臣に届出する肥料

ア以外の肥料及び輸入肥料（イに該当しても輸入する場合は農林水産大臣に届出）